

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・ 行動計画」に関する取組方針 のポイント

平成24年1月

農林水産省

食と農林漁業の再生推進本部・実現会議における検討

1. 設立の経緯

根拠

包括的経済連携に関する基本方針
(平成22年11月9日閣議決定)

目的

高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる。

2. メンバー

食と農林漁業の再生推進本部

本部長 内閣総理大臣

副本部長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣

構成員 その他の全国務大臣

食と農林漁業の再生実現会議

議長 内閣総理大臣

副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣

構成員 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、外務大臣、
経済産業大臣

大泉 一貫(宮城大学)、加藤 登紀子(歌手)、

川勝 平太(静岡県知事)、小林 栄三(伊藤忠商事)、

相良 律子(栃木県女性農業士会)、

生源寺 真一(名古屋大学)、

萬歳 章(全国農業協同組合中央会)

深川 由起子(早稲田大学)、佛田 利弘(ぶった農産)、

三村 明夫(新日本製鐵)、村田 紀敏(セブン&アイ・HD)

3. 検討経緯

22年11月 9日 包括的経済連携に関する基本方針を
閣議決定

11月30日 第1回再生推進本部・実現会議

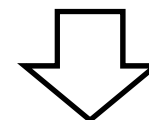
23年 3月11日 東日本大震災発生

5月17日 政策推進指針を閣議決定

・「食と農林漁業の再生実現会議」において、東日本農林漁業の復興、日本の農林水産物の信認回復という新たな課題に応える方策を検討する。

・6月基本方針、10月行動計画に代わる新たな工程は、日本再生全体のスケジュールや復旧・復興の進行状況を踏まえ、検討する。

8月 2日 実現会議 中間提言取りまとめ

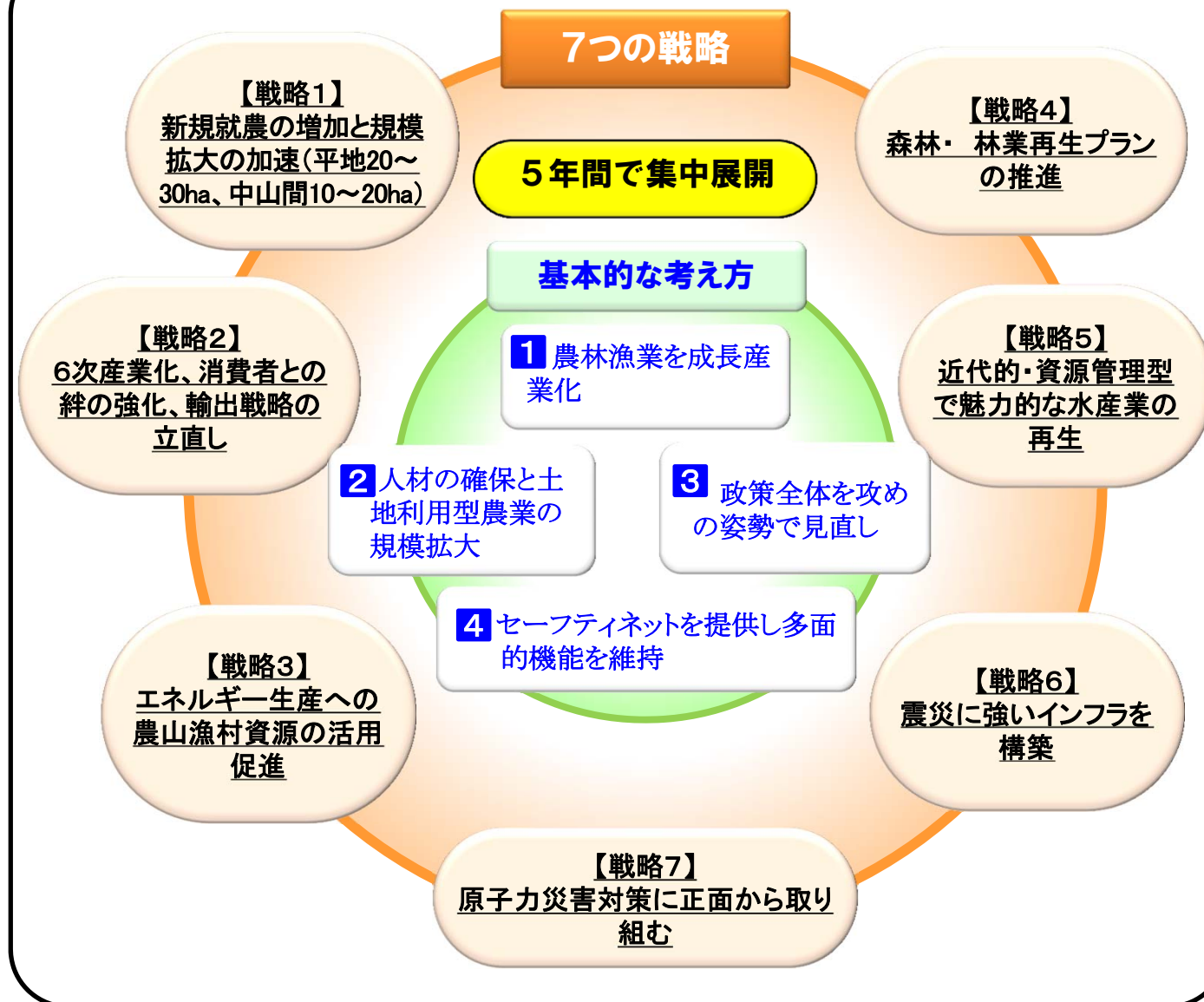


10月20日 実現会議 基本方針等取りまとめ

10月25日 再生推進本部 基本方針等を決定

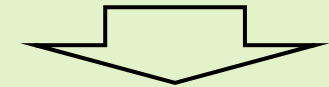
食と農林漁業の再生のための基本方針の概要

1 基本的考え方と7つの戦略



2 速やかに取り組むべき重要課題

高いレベルの経済連携と食と農林漁業の再生、食料自給率の向上の両立



基本方針にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要。

・冷静な議論が行われるよう、必要な情報を開示。

・国民的議論を経て、個別の経済連携ごとに具体的な方策を検討。

戦略1

持続可能な力強い農業の実現

人・農地プランの策定

◇徹底した話し合いを通じ、今後2年間程度で、人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を策定【4次補正:2億円、24予算:7億円】

農地集積の推進

◇戸別所得補償制度により、農地の受け手となりうる多様な経営体(個人、法人を含めた販売農家と集落営農)について、幅広く経営安定を図った上で、規模拡大加算や農地集積協力金の交付等により農地集積を加速化

<当面の施策等>

○戸別所得補償制度の適切な推進【24予算:6,901億円】

○集落での話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積や、分散した農地の連坦化に協力する者への協力金を交付【24予算:65億円】

○けい畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化を推進【4次補正:801億円、24予算:220億円】

➡ 5年後に、目標規模の経営体が耕地面積の大宗(8割程度)に

新規就農の増大

◇青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための給付金の給付等

<当面の施策等>

○就農前後の青年就農者に対する給付金の給付、法人雇用就農の促進、就農希望者や経営発展を目指す農業者への農業経営者教育の強化【4次補正:23億円、24予算:136億円】

➡ 青年新規就農者を倍増(毎年約2万人)

【 】 4次補正:23年度4次補正
24予算:24年度予算

戦略2

6次産業化・成長産業化、流通効率化

6次産業化

◇「農林漁業成長産業化ファンド」の創設、6次産業化の先達・民間の専門家(ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等)の活用

<当面の施策等>

○農林漁業成長産業化ファンドの創設【財投資金:300億円】

○6次産業化の先達・民間の専門家の活用等により、6次産業化を支援
【4次補正:108億円、24予算:38億円】

➡ 5年後に、6次産業の市場規模を3兆円、10年後に、10兆円に

輸出戦略の 立て直し

◇原発事故の影響への対応、国家戦略的マーケティング等を通じ、輸出戦略の立て直し

<当面の施策等>

○安全・品質管理体制の強化やマーケティング体制整備の支援(輸出拡大プロジェクト)【24予算:13億円】

○日本食文化の無形文化遺産登録の提案(23年度予定)

➡ 平成32年までに、農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準に

日本農業の持ち味の 再構築

◇環境保全型農業、農業生産工程管理(GAP)、危害分析・重要管理点(HACCP)などの取組の拡大等

<当面の施策等>

○環境保全型農業に取り組む農業者への支援【24予算:26億円】

➡ 「美味しい」「安全」「環境に優しい」といった持ち味を再構築

地域主導の再生
可能エネルギー供
給促進のための
制度

◇ 地域主導で再生可能エネルギーの供給を促進するため、農林地の所有権移転等の促進や土地利用手続の簡素化等を図る制度の検討

◇ 自立・分散型エネルギーシステム形成に向けた取組

＜当面の施策等＞

- 農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性に関する調査を実施
- 農林漁業者等が参画した再生エネルギー電気の活用モデルの構築を支援

【4次補正：28億円、24予算：12億円】

- 再生可能エネルギーの技術開発を加速

自立・分散型エネ
ルギーシステムの
形成



総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を今後
3年間で3倍に

戦略4 森林・林業の再生

森林・林業基本 計画の推進

◇「森林・林業基本計画」の推進

<当面の施策等>

- 「森林・林業基本計画」(23年7月閣議決定)に基づく、**多様な森林の整備、森林施業の集約化や路網整備**【4次補正:29億円、24予算:314億円】
- 森林・林業の再生に必要な**フォレスターや森林施業プランナー等を育成**【4次補正:44億円、24予算:61億円】

◇復興に必要な木材の安定供給

<当面の施策等>

- 復興に必要な木材を安定供給するために必要な**搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等**、川上から川下に至る総合的な取組の支援【3次補正:1,399億円】

森林・林業再生

戦略5 水産業再生

水産基本計画の 策定

◇平成23年度末策定予定の新たな水産基本計画に即し、生産から流通までの対策を総合的に展開

<当面の施策等>

- 省エネ・省コスト等高性能な漁船の導入、船団の合理化、共同化・協業化等の推進
- 就業希望者と漁村とのマッチング、漁業現場での長期研修の推進等により、**次世代の担い手の定着・確保を推進**
【4次補正:138億円、24予算:38億円】

- 資源管理・漁業所得補償対策による**漁業経営の安定**【24予算:438億円】

水産業再生

- 6次産業化を通じた産地の水産業の強化**、漁港の流通・加工機能の強化
【4次補正:71億円、24予算:45億円】

※水産業再生については今年度末策定予定の水産基本計画や漁港漁場整備長期計画により目標を具体化していく

災害を想定した
インフラ整備の
見直し

◇地震、津波を想定した農林漁業・関連産業の見直し(次期土地改良長期計画の決定等)

<当面の施策等>

○水産業の復興

次期漁港漁場整備長期計画を策定し、被災拠点漁港の流通・防災機能の強化、地盤沈下対策等の実施【24予算:250億円等】

○農業の復興

被災農業者が地域で行う復旧の取組への支援等や農業水利施設の耐震性の強化等を実施【24予算:303億円等】

○森林・林業の復興

海岸防災林の復旧・再生や復興木材の安定供給等の推進【24予算:113億円等】

災害を想定した
食品等のサプライ
チェーンの構築し

◇災害を想定した食品サプライチェーン対策や飼料の安定供給対策等、食料安全保障マニュアルの見直し

<当面の施策等>

○災害発生時に食品を安定的に供給できる**サプライチェーンを構築**

○災害発生時に**畜産農家に飼料を安定的に供給**できるよう、地域間・地域内での連携を推進するとともに、飼料用穀物の適正な備蓄水準を確保【24予算:14億円】

○食料の安定供給に関する不安要因についての検証結果を取りまとめ、平成24年夏頃を目処に食料安全保障マニュアルの見直し

原子力災害対策

◇農地土壌モニタリング、除染、消費者への情報提供、生産者への情報提供・技術指導、原子力損害賠償への対応等

＜当面の施策等＞

- 農地、森林、海域等における放射性物質の濃度実態を調査【2次補正:9億円、3次補正4億円、24予算:11億円】
- 開発された農地除染技術を工事実施レベルで実証するとともに、残された課題を解決するための技術開発を実施【3次補正:22億円、24予算:2億円】
- 森林の放射性物質について、拡散防止や低減を図る技術の検証・開発や、除染等の技術実証を実施【3次補正:3億円、24予算:11億円】
- 都道府県の農林水産物の検査の支援や、消費者に対する正確な情報提供を実施【3次補正:4億円、24予算:6億円(再掲)+1億円】
- 生産者への情報提供や技術指導の適切な実施

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(参考1) に関する取組方針の位置づけ

食料・農業・農村基本法 (H11年7月制定)

- 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮等の基本理念と講ずべき施策の基本方向を明示。
- 食料自給率の向上等を内容とする基本計画の策定を政府に義務付け。

食料・農業・農村基本計画

〔 5年に1回閣議決定、
最新は、H22年3月 〕

- 食料自給率の目標(カロリーベース50%、生産額ベース70%)や、食料・農業・農村に関して講ずべき施策(戸別所得補償制度、食の安全・安心の確保、6次産業化等)を規定。
- 10年程度を見通して策定。

各施策

我が国の食と農林漁業の再生 のための基本方針・行動計画

〔 H23年10月
食と農林漁業の再生推進本部決定 〕

- 新規就農の増加や規模拡大の加速、6次産業化、再生可能エネルギーの導入促進などの戦略を提示。

包括的経済連携に
関する基本方針
〔 H22年11月
閣議決定 〕

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針 (平成23年12月24日)

- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を地域で実際に進めるために、4次補正、24年度当初予算案の決定を契機に、農林水産省としての具体的な取組の考え方をまとめるもの

食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画と食料・農業・農村基本計画との関係 (参考2)

